

「企業の障害者雇用促進支援事業」業務委託仕様書

事業の実施は本予算の成立が条件であり、県議会で予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 委託業務名

「企業の障害者雇用促進支援事業」（以下、「本事業」という。）

2 事業の目的

本県の民間企業における令和6年6月1日現在の実雇用率は2.61%と、法定雇用率を上回っているものの、法定雇用義務のある企業の約45%が法定雇用率を達成しておらず、さらなる障害者雇用への企業理解及び雇用・促進が必要である。

そのため、本事業では企業の経営者及び人事担当者等を対象に、障害者雇用に関する理解を深めてもらうとともに雇用を促進するため、障害者を雇用する際の職場環境の整備や職務設計・開発、職場定着支援等のノウハウを有するコンサルタントを企業に派遣し、障害者の雇用促進支援を実施する。

3 委託業務の内容

(1) 障害者雇用促進にかかるコンサルティングの実施

石川県内の企業等へ訪問等を行い、障害者雇用についての理解を深めるとともに、障害者雇用に向けた業務の切り出しによる職務設計・開発、職場定着等に対する個別支援を行う。なお、障害者のテレワーク雇用も支援の対象とする。

実施期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

支援対象 石川県内に所在する企業等10社程度

ただし、令和7年度中の採用を検討している企業等又は、障害者の職場定着に悩んでいる企業等を優先する。

支援内容 ①企業における障害者雇用にかかる取組の現状についてヒアリング及び課題の抽出

・企業に対してヒアリングを行い、課題を整理・現状を把握

②障害者雇用に向けた課題の整理及び業務の提案

・職場見学等を行い、職務設計・開発及び職場環境整備への提案を実施

③障害者の職場定着のためのフォローアップ

・②の提案内容に対する企業の取り組みへのフォローアップを実施

①～③のほか、支援対象企業等の抱える課題に応じた提案・支援を行う。

(2) セミナーの開催

(1)での取り組み事例を紹介するセミナーの開催及びセミナー開催にかかる周知広報

実施時期 2～3月頃

実施回数 1回開催

開催方法 オンラインでの実施

参加者 県内企業等の経営者・人事担当者等50名程度

(3) 委託成果物の作成、提出

- ・委託業務の終了後、事業実施結果報告書を県に提出すること。

4 その他

- (1) 業務にあたり、内容等については、県と協議のうえ実施すること。
- (2) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議して定めること。